

第3回において議論することが考えられる主な論点（案）

1 想定事例5-1及び5-2について

(1) 肖像等をみだりに利用されない権利の侵害

想定事例5-1及び5-2に関する資料10-2の記載のうち、次の各点についてどのように考えるか。

ア 俳優X又は声優Xの肖像又は声の利用に関し、どのような保護法益が問題になると考えられるか。侵害の判断基準はどのように考えるべきか。（資料10-2第2の1(2)及び同3(1)）

イ 肖像等をみだりに利用されない権利の侵害の有無に関し、俳優Xの肖像又は声優Xの声との同一性又は類似性の判断に当たり、どのような事情が考慮されるべきか。（資料10-2第2の1(2)ウ(ア)及び同3(1)イ(ア)）

ウ 社会生活上受忍の限度を超えて俳優X又は声優Xの肖像等をみだりに利用されない権利を侵害するものか否かの判断に当たり、どのような事情が考慮されるべきか。（資料10-2第2の1(2)ウ(イ)及び同3(1)イ(イ)）

エ Xが俳優・声優等ではなく、一般人である場合、肖像等をみだりに利用されない権利の侵害の有無に差異が生じると考えられるか。（資料10-2第2の1(5)及び同3(3)）

オ 本件画像5-1及び本件音源5-2が俳優X又は声優Xの肖像等をみだりに利用されない権利を侵害するものであることを前提に、俳優X又は声優Xの損害額の範囲について、どのように考えるか。（資料10-2第2の1(3)及び同3(2)）

カ 本件画像5-1及び本件音源5-2が俳優X又は声優Xの肖像等をみだりに利用されない権利を侵害するものであることを前提に、俳優X又は声優Xの差止請求（削除請求、廃棄請求）について、どのように考えるか。（資料10-2第2の1(4)及び同3(2)）

(2) 想定事例5-1及び5-2に関する資料10-2の記載のうち、パブリシティ権侵害に関する部分の記載内容（3類型該当性等）についてどのように考えるか。（資料10-2第2の2及び同4）

- (3) 特定の生成 AI のサービス提供行為等について、機械学習に関するパブリシティ権等の侵害の成否や共同不法行為の成否に関し、どのように考えるか。(資料 10-2 第 2 の 5)

2 想定事例 3 について

本件動画 1 及び本件音源 2-1 を公開した場合に、俳優 X 又は歌手 X のプライバシーや、私生活の平穩等の人格的利益が侵害されるとは言い難いときも、肖像等をみだりに利用されない権利の侵害を肯定し得るか(パブリシティ権を除く)。また、その判断に当たり、どのような事情を考慮すべきか。(資料 10-2 第 3)

3 想定事例 4 について

パブリシティ権の独占的利用権者による損害賠償請求及び差止請求の可否及び要件についてどのように考えるか。また、パブリシティ権の譲渡契約がされている場合については、どうか。(資料 10-2 第 4)

4 想定事例 6 について

- (1) 死後のパブリシティ権の侵害に関する損害賠償請求及び差止請求の可否等についてどう考えるか。(資料 10-2 第 5 の 1)
- (2) 死後のパブリシティ価値が不正競争防止法の枠組みで保護される余地があるか。保護され得る場合、どのような要件の下で保護される余地があるか。(資料 10-2 第 5 の 2)

5 想定事例 7 について

- (1) 俳優 X の遺族は、本件画像 7 について、Y に対し、どのような権利利益の侵害を主張して、損害賠償請求及び差止請求をし得ると考えられるか。(資料 10-2 第 6)
- (2) 俳優 X の遺族が、Y に対し、本件画像 7 により敬愛追慕の情が害されたことを理由に損害賠償請求及び差止請求をする場合、敬愛追慕の情を侵害したかどうかを判断するに当たり、どのような事情を考慮すべきか。X が生前に自ら Y に対して請求する場合と、権利利益の侵害の有無の判断に差異が生じると考えられるか。(資料 10-2 第 6 の 2)

以 上